

総社市告示第13号

総社市地域づくり自由枠交付金交付要綱（平成26年総社市告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（交付対象活動）</p> <p>第3条 交付金は、協議会が身近な地域課題を自主的に解決するとともに、地域の状況に応じた特色ある地域づくりを推進するために行う諸活動に対し、交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する活動は除く。</p> <p>（1）<u>営利のみ</u>を目的とする活動</p> <p>（2）～（6）略</p> <p>（交付申請）</p> <p>第6条 協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、<u>総社市地域づくり自由枠交付金交付申請書</u>に必要な書類を添付し、毎年度5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p>	<p>（交付対象活動）</p> <p>第3条 交付金は、協議会が身近な地域課題を自主的に解決するとともに、地域の状況に応じた特色ある地域づくりを推進するために行う諸活動に対し、交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する活動は除く。</p> <p>（1）営利を目的とする活動</p> <p>（2）～（6）略</p> <p>（交付申請）</p> <p>第6条 協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、<u>地域づくり自由枠交付金交付申請書</u>に必要な書類を添付し、毎年度5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p>
交付金の算定基準	交付金の算定基準
<p>交付金額は、<u>次の1から5までの額（1から4までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した6の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限</u></p>	<p><u>交付金額</u></p> <p>交付金額は、<u>次の1, 2, 3及び4の額に1,000円未満の端数が出た場合は、これを切り捨て、その額と5の額との合計額とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。</u></p>

改正後	改正前
<p>りでない。</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 高齢者配分額</p> <p>(1) <u>基準交付額</u> 毎年度 4 月 1 日現在の小学校区を単位に <u>150,000 円以内</u>で定めた額</p> <p>(2) <u>人口加算額</u> 前年度 1 月 1 日現在の各協議会を構成する地域内の満 80 歳以上の人口に <u>1,000 円</u>を乗じて得た額</p> <p>4 略</p> <p>5 自主防災組織加算額 前年度 1 月 1 日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の構成世帯数に <u>400 円</u>を乗じて得た額</p> <p>6 <u>地域力アップ加算額</u> <u>地域経営の向上に繋がる事業における決算に基づく純利益に 10 パーセント</u>を乗じて得た額</p>	<p>1 及び 2 略</p> <p>3 高齢者配分額</p> <p>(1) <u>均等割額</u> 毎年度 4 月 1 日現在の小学校区を単位に <u>高齢者配分額に定める額の 3 割以内の範囲内</u>で定めた額</p> <p>(2) <u>人口割額</u> 前年度 1 月 1 日現在の各協議会を構成する地域内の満 80 歳以上の人口を反映して <u>高齢者配分額に定める額の 7 割以内</u>で定めた額</p> <p>4 略</p> <p>5 自主防災組織加算額 前年度 1 月 1 日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の <u>構成世帯数を反映して構成世帯数に 400 円</u>を乗じた額</p>

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。